

第 2 8 4 回 3 月 定 例 教 育 委 員 会 議 事 録

委 員 会 次 第

1. 開会宣言
2. 教育長あいさつ
3. 会議録の承認
4. 審議事項
5. 報告事項
6. その他
7. 閉会宣言

開 会 日 時

令和 7 年 3 月 2 7 日（木）午後 3 時

会 場

安来中央交流センター 2 階 第 5 会議室

出席委員の氏名

教 育 長	秦 誠 司
委 員	平 野 千 恵
委 員	青 砥 洋
委 員	原 智
委 員	寺 田 禎

出席者の氏名

教 育 部 長	原 み ゆ き	全議題
教 育 次 長	遠 藤 浩 司	全議題
学校 教育 課 長	椿 英 隆	全議題
給 食 教 育 課 長	内 藤 有 里 子	全議題
文 化 課 長	金 山 尚 志	全議題
子ども未来課長	藤 原 聖 美	議第 27 号 報第 17、18 号
地域振興課主査	山 崎 慎 也	議第 32 号
学校 教育 課 主査	糸 賀 真 也	全議題
教育総務課主幹	徳 永 敦 雄	全議題

午後 3 時 教育長が開会を宣言する。

2. 教育長あいさつ

(教育長)

ようやく春めいてまいりまして、全国的には夏日というような、気候の変動というものが身近になってまいりました。山火事等も全国的に起こっており、いろいろと心配をするところでございます。

一方伯太のチューリップの方も、日に日に成長しており、市役所のピンク色の綺麗な桜の花が咲き誇っております。

早いもので、令和6年度最後の会議となったところでございます。
小中学校の適正配置の推進や、各学校への支援、和鋼博物館の展示改修計画、金芽米給食の提供など、各課ともしっかりとした歩みがあった1年であったと思っております。

また先日は小学校、中学校の卒業式にご参列いただきまして、ありがとうございました。24日にすべての学校において、年度を終了したという形になっております。

新年度は４月８日に始業式、９日に入学式でございますが、井尻小学校のみ４月１０日に入学式を行う予定になっております。また残念ですが、広瀬地区の山佐小、布部小、比田小の３校は、新入生がないというような状況でもございまして、子ども達共々少し寂しい思いをすると感じております。

3. 会議録の承認

第282回1月定例教育委員会

第283回2月定例教育委員会

(承認)

4. 審議事項

1) 議第26号 令和7年度工事予定について

(教育部長) 資料 1 により説明

まず教育総務課関係の工事です。市内小中学校空調設備改修工事とトイレ洋式化は、引き続きの工事でございます。空調設備につきましては全体で5,500万円、トイレ洋式化については、1,900万円を予定しております。広瀬中学校校舎の防水対策工事は、長年の懸案事項で、令和7年度から、まずはランチルーム雨漏り改修の本格工事に入りたいと思

っており、1,700万円でございます。第三中学校避難施設等改修工事については、屋外避難用階段の改修工事で、4,150万円を予定しております。市内の中学校の空調設備も引き続きの対応で、全体で2,050万円でございます。市内児童クラブ空調設備につきましては社日と広瀬を予定しておりまして、合計で1,190万円程度を予定しております。あと、地域振興課関係ですけれども、安来中央交流センター屋根改修工事として、屋上の防水シート、各階の天井破損部分修繕工事を予定しております。

(承認)

2) 議第27号 安来市立保育所等における副食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(子ども未来課長) 資料2により説明

今回の規則改正の内容ですが、令和7年度から、安来幼稚園の給食を給食センターからではなく、安来保育所からの提供に変更し、また国の基準である公正価格の改定に伴い、副食費金額を変更するというのが主な改正点でございます。まず来年度から幼稚園にも給食を提供するというところで、第2条の規定する幼稚園及びという所、「幼稚園」をここに追加してます。また別表中の金額ですが、公定価格が改定になったことに伴い、保護者の方から、徴収させていただく給食費の額を変えております。教育認定子どもの所が、月3,200円だったものが月3,500円、保育所の子どもさんは、4,500円だったものが4,800円の変更内容となっております。

(承認)

3) 議第28号 安来市外国語指導助手設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課長) 資料3により説明

改正理由にもありますように、JETプログラムにより、安来市の学校や就学前施設等で外国語指導助手として勤務しているALTの報酬額を改正するものでございます。資料7ページをご覧ください。右側が改正前の現在の報酬額、左側が改正後、4月からの報酬額となります。昨今の民

間平均給与や地方公務員の給与等の動向を踏まえ、国においてこの基準額が示されたものであり、JETプログラムでは、全国的に勤務条件を統一的に設定する必要があることから、本市においても規則の改正を行い、所要の対応を行うものでございます。

(委員)

派遣会社から来ておられます方も、金額があがりますか。

(学校教育課長)

今は、インタラックという派遣会社にどんどん切り換えておりまして、現在JETプログラムで安来で働いてもらっている方は2人になってます。インタラックの方も、現在この上がった額よりは低い額なのですが、これを見て上げてくるであろうということは予想しております。

(委員)

その際には、審議対象ではなくても、言われてきたところに合わせてこちら金額をお支払いするということか。

(教育部長)

JETプログラムにて任用する職員は安来市の直接雇用なので、委員会にかけますが、インタラックは委託契約になるので言われた額を予算要求して支払いをする形になります。

(教育長)

JETプログラムは直接雇用の為、来日の際には、部屋の準備、車のリース、銀行の口座開設等々、教育委員会の職員が細やかに手配をします。帰国される時にも、部屋の掃除から始まってというように非常に労力を取られていますので、全体の業務負担を考えていくと、派遣を受けた方がトータルとしてはいいのではないかと考えております。現在安来市においては、6人の内2人がJETプログラム、4人がインタラックです。3月末で2人が別地へ、新たな2人がまた来る予定でございます。

(承認)

4) 議第29号 安来市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

の制定について

(給食教育課長) 資料4により説明

制定する規則は、安来市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則でございます。改正の理由としては、学校給食費は令和4年度に改正以降据え置いてきましたが、昨今の急激な物価の高騰により、給食の食材調達に大きな影響がでていることから、安定的に食材を確保し、栄養バランスや献立水準を維持した給食を提供していくため、学校給食費の改定を行うものでございます。10ページ、左側が改正後で、右側に現行を記載しております。まず、学校給食費の額に関する第4条ですが、1号、小学校の1食当たりの給食単価を、現行「275円」を「321円」に改正し、2号、中学校の1食当たりの給食費単価を、現行「325円」を「389円」に改正するものです。次に、納付額に関する第7条ですが、1号、小学校の月額給食単価を、現行「5,300円」を「6,100円」に改正し、2号、中学校の月額単価を、現行「6,300円」を「7,400円」に改正するものです。次に、幼稚園給食については、令和7年度より安来幼稚園の給食提供が変更となることから、第2条第1号中の、「園児」を削り「及び生徒」に改め、第4条3号と第7条3号を削除をするものです。そして第8条につきましても、第1項の、転園を削除いたします。付則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。なお、給食費の改定にあたっては、急激な保護者負担の増額を避けるため、令和7年度から8年度の2カ年にかけて、段階的に増額分の一部を公費で補助をする激変緩和措置を実施いたします。このため附則の2として、令和7年度は、第4条の1食当たりの給食単価は、小学校の改定額「321円」を「301円」とし、中学校の改定額「389円」を「359円」とし、第7条の月額給食単価は、小学校の改定額「6,100円」を「5,800円」とし、中学校の改定額「7,400円」を「6,900円」とするものです。次に附則の3として、令和8年度は、第4条の1食当たりの給食単価は、小学校の改定額「321円」を「311円」とし、中学校の改定額「389円」を「379円」とし、第7条の月額給食単価は、小学校の改定額「6,100円」を「5,900円」とし、中学校の改定額「7,400円」を「7,200円」とするものです。最後になりますが、学校給食費は、児童手当法では、保護者の申し出により、児童手当から学校給食費を徴収することができると定められており、文部科学省のガイドラインでは、学校給食申込書の中に児童手当からの徴収申出書を入れた様式が示されているところです。このたび、児童手当の所管課である福祉課と協議いたしまして、学校給食申込書の様式を、文部科学省のガ

イドラインに基づきまして改めるものです。

(委員)

全国的に物価高で、給食費の増額は理解できますが、米不足が問題となっております。安来市においては金芽米を給食で提供されておりますが、確保はできていますか。また、不足した場合麺類等の回数を増やしたりするのででしょうか。

(給食教育課長)

これにつきましては、安来市はJAさんと契約をしており、安来産の米を使っておりますけれども、充分確保ができており、現在のところは給食に影響がないという確認をさせていただいております。今後、米不足等が生じた場合は検討することがあるかもしれませんが、現在のところは農家さんの協力もありまして、安定的に供給ができております。

(委員)

食材費の高騰ということにより1食当たり275円から321円に上がっておりますが、これには補助は入っていますか。

(給食教育課長)

国の物価高騰交付金を今年度から来年度に繰り越しをさせていただいて、活用することと市費の方を充てております。

(委員)

食材以外にも水道光熱費、人件費等々全部上がっており、1食当たりの給食にかかる経費は実際はもっとかかっているが、国、市が負担してるのでこれだけの値上げで済んでるということを、議員さんの質問の中でも紹介できないものでしょうか。

(給食教育課長)

あくまでも給食費は食材費になりまして、光熱費等々は公費にて負担しております。

(委員)

国会の方で、給食費無償化の動きが進んでますけど、どこまで話が進んでいるのか、国と自治体の割合がどれくらいなのか、保護者さんに尋ねら

れても、詳しい情報が全く無く答えられません。

(給食教育課長)

ニュースなどにも載りましたので、気になるところでありますけれども、まだ財源をどうするのかと明らかにされておられません。来年度以降、法改正をしていくという情報までしか持ち合わせておりませんので、国の動きなども注視しながら、どういう仕組みになるのか具体的などころがまだはつきりしない状況であります。

(教育長)

自治体により給食費の集金額が違いますし、実施していない所もあるなど、非常に多様な状態です。それをどう整理をするかの検討の時間は必要であると推測はしますが、報道では「2026年度から小学校がやります」などと、詳細が全く不明という中で、そういう言葉だけが出ているような気がします。諸物価が高騰しており、大変なやりくりだということは重々承知はしておりますが、どこの市町村でも苦慮しているところです。今後も、工夫を重ねてもらい、安来独自の金芽米提供だけではなく、特色ある工夫をしていただきながら、値上げを納得していただくよう、工夫していただくといいかと思えます。検討の方、よろしくお願ひしたいと思えます。

(承認)

5) 議第30号 安来市PTA活動交付金要綱の廃止について

(教育部次長) 資料5により説明

廃止する要綱名は、安来市PTA活動交付金交付要綱です。廃止理由は、対象の交付金の必要がなくなったため、廃止するものです。なお、施行期日は、決裁の日としております。この安来市PTA活動交付金につきましては、市内の小中学校のPTA活動の推進を図り、もって教育振興の拡充に資するため、PTAが行う研修会、講演会等の開催、その他これに類する事業を対象に交付金を交付するために設けられておりました。平成26年に施行され、当時は1校あたり5万円程度を交付し、PTA活動に活用されておりました。しかしながら、現在では、交付対象事業が、PTAが行う研修会、講演会等の開催等であり、申請されるPTAもなくなり、廃止するものです。

(委員)

研修会や講習会がなくなったのか、他のところから出しておられるのか、P T Aの組織自体があまり機能していないのか、いろいろあると思いますが、今の現状としては、申請されていない為要らなくなっていたという事です、今後される時は自分の所で資金を用意するということでしょうか。

(教育部次長)

どうしてもマンパワーが必要ということになりますので、P T A活動として、講習会系研修会を開催しておられないというのが現状です。令和2年度からこの事業が全然行われていないということは確認済みでございます。またご要望があれば、その時々に沿った何かしらを考えるということで、一旦は廃止をさせていただきたいと思います。

(委員)

以前はコロナ禍であったため開催されなかったが、今後はどうなってくるのかという心配はしております。今は、だんだん縮小してしまい、集まるという活動ができるのか。どこかで助成をしなければいけない、こういう交付金があるということをお知らせしなければいけない部分も出てくると思いますが、今後話が出てくればまた考えてるという事です。

(教育部長)

1つ補足をしますと、この交付金は市の単費の補助金でして、このような補助金については市全体で、補助金適正化委員会というのが設置されており、そちらで来年度の補助金の評価をし、継続か廃止かというところを決めていく作業をし、評価をした結果、その初期の目的は達成したということで、一旦は廃止をするという事です。

(承認)

6) 議第31号 文化財保護委員の委嘱について

(文化課長) 資料14により説明

安来市文化財保護条例第16条文化財保護委員の会は、市内文化財の保護及び活用に関する専門的、技術的事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に建議する機関です。第17条委員構成は10人以内、第18条識見を有する方を教育委員会が委嘱します。第19条任期

は2年です。今年度まで9名の委員でしたが、8名の再任となっております。任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間です。

(教育長)

1名減ったのは何か理由がありますか。

(文化課長)

なかなか、出席ができないのでご辞退されたというところで、1名減となっております。また適切な方がおられましたら改めてご審議いただきたいと思います。

(承認)

7) 議第32号 安来市スポーツ推進委員の委嘱について

(地域振興課主査) 資料15により説明

安来市スポーツ推進委員は、安来市スポーツ推進に関する規則に基づきまして、現在38人が各地区交流センターから推薦をいただき委嘱させていただいております。この度、令和7年3月31日で任期が満了になることから、新たに推薦をいただきました。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日の2年間となります。今回は7人が新規の推薦された方ございまして、31人の方が再任推薦となっております。また、スポーツ推進委員の主な職務といたしましては、地域住民の方から依頼等がありましたらスポーツの実技指導を行ったり、行事や事業の運営等に協力したりしております。昨年も、スポーツ少年団などの対応をしたり、小学校特別支援からニュースポーツの指導などもさせていただいております。令和7年度につきましては、推進研修会、全体会の設置で開催が予定されております。そういったことに、協力をしていただきまして、事業を実施していきたいというふうに考えております。

(委員)

スポーツ推進委員としての資格は必要ですか、また研修を受けられたりするのですか。

(地域振興課主査)

実際に、色々なスポーツ競技がありますが、なかなかすべての資格を持

っておられたりすることは難しいです。ただ、中にはフェンシングやバレーボールなど各専門の競技を実際に行っておられる方もいらっしゃいます。あと、年代も幅広く30代から70代など、全く競技をやっておられない未経験の方などにも携わりますので、難しいのですが、市のスポーツ推進では、幅広い年齢でできますニュースポーツについては、たくさん種類がありますので、市で貸し出しさせていただいたりしていただきながら、指導させていただいております。これには事前の研修とは別に、松江市で研修したり、安来市の方に来ていただき研修をしたりしております。例えば、ラジオ体操でNHKが放送しておられます体操をしておられる方に、実際に指導いただいたりをしながら、研鑽いただいております。そういったことを積み重ねていただいて、できる範囲で地域の方の指導をさせていただいてるということでございます。

(教育長)

競技を高めていくというよりは、地域でのスポーツの普及と、幅広い年齢の方にスポーツを通じた健康づくりと体力づくりという趣旨の方が強いのではないのでしょうか。

(承認)

報告事項

1) 報第16号 市議会3月定例会議報告

2) 報第17号 令和7年度幼稚園・認定こども園入所決定状況について

3) 報第18号 幼児通級指導教室の実施について

(委員)

室長1名、正規職員1名とありますが、兼務で常にそこにいらっしゃるという状況でしょうか。

(子ども未来課長)

専属指導保育士として配置します。当面は教室に通ってもらうより、そこを拠点に指導に出かけることが多くなると想定しています。

4) 報第19号 令和6年度島根県学力調査結果について

5) 報第20号 2学期不登校・問題行動等の状況について

6) 報第21号 安来市学力育成推進計画について

7) 報第22号 和鋼博物館展示改修基本設計について
(教育長)

スケジュールはどういう具合でしょうか。

(文化課長)

令和7年度の後半に展示改修の実施設計も予算を計上します。実施設計を令和7年度から8年度にかけて行い、展示改修については、8年度から10年度ぐらいに行い、新しいものが見ていただけるのが11年ぐらいになるかと思っております。

8) 報第23号 安来市文化財指定に伴う諮問について

9) 報第24号 人事について

5. その他

1) 安来市小中学校適正配置検討に係る再編地域協議会について

次回定例会

4月30日(水) 15:00から

6. 閉会宣言

教育長が午後5時30分閉会を宣言し、3月定例教育委員会の日程を終了した。